

令和4年塩尻市議会3月定例会

予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和4年3月16日(水) 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第20号 令和4年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

議案第22号 令和4年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算

議案第23号 令和4年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第21号 令和4年度塩尻市介護保険事業特別会計予算

議案第24号 令和4年度塩尻市水道事業会計予算

議案第25号 令和4年度塩尻市下水道事業会計予算

議案第26号 令和4年度塩尻市農業集落排水事業会計予算

○出席委員

委員長	中村	努	君	副委員長	篠原	敏宏	君
委員	牧野	直樹	君	委員	樋口	千代子	君
委員	赤羽	誠治	君	委員	平間	正治	君
委員	小澤	彰一	君	委員	中野	重則	君
委員	横沢	英一	君	委員	西條	富雄	君
委員	青柳	充茂	君	委員	金子	勝寿	君
委員	山口	恵子	君	委員	古畑	秀夫	君
委員	丸山	寿子	君	委員	柴田	博	君
委員	永田	公由	君				

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	小松	秀典	君	事務局次長	小澤	秀美	君
事務局係長	酒井	千鶴子	君	事務局主事	小林	貴裕	君

午前9時59分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから3月定例会予算決算常任委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

昨日に引き続き、議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、一問一答による質問・答弁を心がけていただき、発言に際しては必ずマイクを使用してください。

また、1時間を目安に10分程度の休憩を入れますが、入退室は自由に行ってください。

議案第20号 令和4年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

○委員長 それでは、議案第20号令和4年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第20号令和4年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算について説明いたします。予算書は363ページをお願いします。なお、予算説明資料では9、10ページに記載がありますので、併せて御覧ください。

第1条の歳入歳出予算の総額ですが、歳入歳出それぞれ65億9,764万2,000円で、前年度比マイナス0.3%、2,306万4,000円の減としています。予算総額が前年度比で減額となる要因につきましては、被保険者数の減少に伴い保険給付費を低く見込むことなどによるものとなります。

それでは、歳出から説明いたします。予算書377、378ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費からとなります。説明欄の白丸、国保事務諸経費につきましては、国保の資格・保険給付に関わる経費となりまして、会計年度任用職員の報酬を初め、長野県国保連合会へ委託する資格管理ですとか、保険給付の業務委託料が主なものとなります。

次の2目連合会負担金につきましては、長野県国保連合会の業務に関わる本市国保の負担金となります。

次に、2項1目の賦課徴収費となります。説明欄の白丸、賦課徴収事務諸経費につきましては、国保税の徴収に関わる費用となります。主なものは380ページの説明欄、上から4つ目の黒ポツ、国保税の納付書作成委託料、その下、税情報等システム改修委託料につきましては、未就学児の均等割軽減に対応するためのシステム改修委託料などとなります。

次に、381、382ページをお願いします。2款保険給付費です。合計額は367ページ2行目に記載がありますが、総計で46億9,297万9,000円と見込んでおります。381ページ、保険給付費の内訳を御覧いただきます。1項療養諸費は、1目から4目までが入院・外来診療などの療養給付費、5目がレセプト審査件数に応じて国保連合会へ支払う審査支払手数料となります。

次の2項の高額療養費は、医療費の自己負担額が世帯の所得などに応じた限度額を超えた場合に支給するものとなりまして、1目と2項の高額療養費と、3目、4目につきましては医療費と介護サービス費の1年間の自己負担額の合計額が限度額を超えた場合に支給する高額医療・高額介護合算療養費となります。

383、384ページの4項1目出産育児一時金につきましては、出産1件当たり42万円の単価で50件分を見込ん

でおります。

385、386 ページをお願いします。5 項 1 目の葬祭費につきましては、1 件当たり 5 万円の単価として 115 件を見込んでおります。

次の 6 項 1 目の傷病手当金につきましては新型コロナに関わるものですが、勤務先から給与を受けている被保険者で、新型コロナウイルスに感染または疑われる症状のある被保険者が療養のために休みを取りまして、給与の支給がない場合に、休みを取って 4 日目以降、最長 1 年 6 か月の間、直近 3 か月の給与等の日額の 3 分の 2 に当たる金額を支給するものとなりまして、100 万円を計上しております。

なお、2 款の保険給付費のうち、4 項の出産育児諸費と 5 項葬祭諸費及び 6 項の傷病諸費を除く額が歳入になりますが、県から国民健康保険給付費等交付金として交付される仕組みとなっております。

次に、387、388 ページをお願いします。3 款国民健康保険事業費納付金は、県が最終的に負担することとなります医療給付費等の財源として、本市が負担する県への納付金となります。県から指示された額となっております。総額は 367 ページの 3 行目に記載ありますが、17 億 6,108 万 5,000 円で、前年度比では 92 万 4,000 円の増となっております。

次に、389、390 ページになります。4 款保健事業費 1 項 1 目特定健康診査等事業費については、健康づくり課長から説明いたします。

○健康づくり課長 それでは、1 目特定健康診査等事業費になります。説明欄白丸、特定健康診査等事業諸経費 7,054 万 4,000 円につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律により、生活習慣病の早期発見と予防を目的として、医療保険者に義務づけられている特定健康診査と特定保健指導に関わる経費になります。下から 5 つ目の黒ボツですが、特定健康診査委託料 5,451 万 8,000 円につきましては、保険者に義務づけられている特定健診に加え、市独自に 25 歳以上 40 歳未満の国保加入者を対象に特定健診に準じた健診を行うもので、集団健診を健康づくり事業団に、医療機関健診を塩筑医師会に委託し実施するものであります。私からは以上です。

○市民課長 続きまして、2 項 1 目保健衛生普及費になります。説明欄の白丸、健康増進事業諸経費は、特定健診以外の保健事業となります。主なものは、上から 6 つ目の黒ボツになりますが、医療費通知委託料につきましては、医療費の適正受診を促すため、また、確定申告の医療費控除に使用することができます医療費通知を年 3 回、その作成につきましては長野県国保連合会へ委託するものとなります。次の黒ボツのジェネリック医薬品利用差額通知委託料につきましては、後発医薬品の利用を促し医療費の削減を図るために、使用された医薬品と後発医薬品との差額をお知らせする通知の作成につきまして、年 2 回、長野県国保連合会へ委託するものとなります。同じページの一番下の黒ボツの保健推進活動費補助金につきましては、塩尻市ヘルスアップ委員会へ、健康セミナーの開催ですとか、市内 10 地区で活動するヘルスアップ委員会への地区活動費として補助金を交付するものとなります。

次に、391、392 ページをお願いします。2 目疾病予防費につきましては、人間ドック及び脳ドックの補助金となります。日帰りドックの補助金 1 万 5,000 円を 580 件、1 泊 2 日の補助金額 2 万円を 100 件、脳ドックの補助額 1 万円の 130 件分を見込みまして、計上額は昨年同額ですが、1,200 万円を計上しております。

次に、397、398 ページをお願いします。7 款 1 項償還金及び還付加算金につきましては、1 目、2 目ともに国

保税の過年度還付分が主なものとなります。歳出の説明は以上となります。

続いて、歳入の説明をさせていただきます。予算書の369、370ページをお願いします。1款は国民健康保険税となります。令和4年度の税率改定につきましては、3月8日、議員全員協議会で国民健康保険運営協議会からの答申内容を報告させていただくと共に、改定案の考え方については説明させていただきました。税率は、県が示す標準保険税率を基本に改定することといたしまして、具体的な税率設定につきましては、県から示された令和4年度の標準保険税率が現行税率を下回っている医療保険分の所得割については、標準保険税率に引き下げる形を取りまして、標準保険税率が現行税率を上回っているその他の項目については、相違している率と額の3分の1を引き上げた税率としています。令和4年度予算案の保険税収入額は、社会文教常任委員会で審議いただきました国民健康保険税条例の改正案と合わせまして、国保運営協議会からの答申どおりの税率により収入を見込んでおります。国民健康保険税の収入額につきましては1目、2目の合計になりますが、13億2,117万3,000円で、前年度当初予算比では3,217万円の増としております。

次に同じページの下段になりますが、3款県支出金1項1目保険給付費等交付金になります。1節普通交付金ですけれども、歳出の保険給付費のうち、先ほども申し上げましたが、出産育児諸費・葬祭費・傷病諸費を除く保険給付費相当額が交付されるものとなります。

2節特別交付金のうち、説明欄1つ目の黒ボツ、保険者努力支援分につきましては、市町村の医療費適正化などの取組評価により交付されるものとなります。次の372ページの一番上の黒ボツ、特定健康診査等負担金につきましては、特定健診、保健指導の事業費につきまして、県と国のそれぞれ3分の1ずつについて、県より交付される負担金となります。

次に、5款1項1目一般会計繰入金です。1節保険基盤安定繰入金から6節の財政安定化支援事業繰入金までは、国の定める基準に基づき、一般会計から繰入をいただくものとなります。

このうち3節未就学児均等割保険税繰入金は、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行によりまして、新たに未就学児に関わる均等割を5割軽減することとされたことにより、軽減相当額を一般会計より繰り入れていただくものとなります。

7節その他一般会計繰入金の4,808万円につきましては、特定健康診査等の保健事業の経費が主な内容となります。

373、374ページの5款2項1目の基金繰入金につきましては、会計の不足財源を補うものとして、国保財政調整基金から繰り入れるものとなりまして、9,154万4,000円を計上しております。国保特別会計の説明は以上となります。

○**委員長** それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**樋口千代子委員** 特にお答えはいいのですが、要望だけしておきます。390ページの健康増進事業諸経費のエイズ予防教室講師謝礼ですけれども、この教室、もう10年以上やっているのではないかと思います。今、これをやる効果がどうかということやら、医療費の伸びを見て、医療費の中で一番何が重点的に健康増進事業をやっているかといけないうことをよく精査していただいて、時代に合った教室運営というのをまた検討していただきたいと思いますので、要望としておきます。

○平間正治委員 392 ページをお願いします。人間ドック等の補助についてですが、日帰りが 580 件とか説明ありましたが、本年度の予算化についてもこの件数に基づいていると思うのですが、これまで何年かの件数の推移についてお聞きします。

○市民課長 係長からお答えします。

○国保年金係長 人間ドックの推移ということで、まず本年度の状況ですけれども、全体で、2月までに受診された方で 607 件になります。内訳を申し上げますと、日帰りドックが 464 件、1泊2日のドックが 49 件、脳ドックを併用等された方が 94 件という状況になります。昨年度はコロナの影響で医療機関での受入れを停止していた関係があります。総合計で 565 件になります。内訳を申し上げます。日帰りドックが 441 件、1泊2日で 54 件、脳ドックが 70 件になります。もう1年度さかのぼりますが、コロナ前になりますけれども、令和元年度につきましては、総合計で 760 件になります。日帰りドックが 564 件、1泊2日が 83 件、脳ドックが 113 件という形になります。被保険者数も全体としては減少傾向にありますので、今年状況を見ますと、少しずつですが受診率が戻ってきていると考えております。

○平間正治委員 令和2年度はコロナの関係があって少し落ちているのですが、ただ、全体的には被保険者数が減っていると今御説明がありましたが、数字だけ見ていくと減少傾向にあるように見えます。PRもされていると思うのです。今後もそこら辺はどのように考えておられるのか。こんなことを申し上げるといけないかもしれないのですが、増えていけば支出が増えることにもなる面もあります。基本的な考え方としてはどういう方向で、当然増えていったほうがいいということだと思いますが、再確認させてください。

○市民課長 私どもにつきましては、受診を促しながら、最終的な医療費の削減につなげていきたいと考えております。

○平間正治委員 370 ページ、歳入の関係で、下のところに保険者努力支援分というのがあって、基準はあるのでしょうか、あまり明確でない部分もあるかもしれないが、3,400 万円と見込みがなっています。これまでの経過が分かったらお願いします。

○市民課長 係長からお答えします。

○国保年金係長 恐れ入りますが、決算額は持って来ていないので、金額についてはこの後、それぞれの年度についてお答えします。経過ということで、保険者努力支援制度につきましては、

○平間正治委員 言い方が悪くて。その経過ではなくて、金額の推移です。

○国保年金係長 金額につきましては、少しお待ちいただいでよろしいですか。

○委員長 後でいいですか。

○国保年金係長 後ほどまとめてお答えさせていただきますのでお願いします。

○委員長 ほかにありますか。

○山口恵子委員 390 ページの特定健診についてお聞きします。下から3番目のところに、未受診者対策事業委託料が掲載されていますが、この委託先と事業の内容についてお聞きします。

○健康づくり課長 こちらの事業につきましては、AIを活用しました未受診者対策の委託料でして、これは全額保険者努力支援分として特別交付税で補填されるものであります。この内容ですが、人工知能を活用しまして、

例えば受診対象者にこれまでのように同一の受診勧奨通知を送るのではなく、個々の特性に応じた形で受診勧奨通知を作って送付するというような形で、受診率の向上を目指していきたいというものです。委託先につきましては、業者の見積りは頂いているのですけれども、これから業者を選定していくという形になります。具体的にどこの会社ということは今のところお答えできない状況です。

○山口恵子委員 この事業は、令和4年度から新たに開始するものということによろしいですか。

○健康づくり課長 そのとおりです。

○山口恵子委員 この事業の成果というか、効果を今後の健診率の向上につなげていく必要がありますが、受診をしなかった状況とか課題といったものを行政としてしっかり確認、把握をしていただいて、次の対策につなげていくということが重要だと思いますが、その点、どのように活用されるのか、お考えをお聞きます。

○健康づくり課長 このシステムですけれども、人工知能を活用しまして、例えば受診勧奨を行わなくても受診する皆さんとか、あるいは受診勧奨すれば飛躍的に受診する可能性のあるような層とか、あるいは受診勧奨してもなかなか受診に結びつかないような方たちもいるものですから、その辺を人工知能を使って切り分けて、それぞれに対して効果的な勧奨をしていくという形で利用していくということになります。

○山口恵子委員 その下の特定健診保健指導用アプリ使用料がありますが、保健師が集団健診とか個別健診などでそのアプリを活用するのかと思っていますが、活用はどのような状況でしょうか。

○健康づくり課長 係長から答弁いたします。

○保健予防係長 保健指導に使えるデータの入ったアプリがありまして、その中から個々に合った資料を選びまして、訪問ですとか、特定健診の結果相談会で利用しております。

○山口恵子委員 アプリなどで図式化されたりイラスト化されたりしていると、とても分かりやすい。個々の健康状態とか検査結果など、そして生活習慣をどう改善していくかということも、保健師は丁寧にアプリ活用しながら説明していただいている状況は確認しています。市民が、このアプリの資料を、それぞれ個人に合った、実際にスマホなどのデータで共有して、生活習慣を改善するために活用できればいいと思っているのですが、その点についてはどうでしょうか。

○健康づくり課長 今のところ、まだ市民の方がそれを見て活用できるという状況ではないのですが、将来的には、例えばマイナポータルサイトに個人の情報を入れたりして、それぞれ御本人が自分の健康状態を確認できるような形を目指していければと考えております。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 特定健診の受診率はどんな状況になっているかお聞きしたいと思います。私はあまり受けなくて、1年置きの間ドックを受けているが、そういうやり方はいいのかどうかお聞きしたい。

○健康づくり課長 今現在出ている特定健診の法定報告数値が令和2年度のものが最新になるわけですが、それが32.5%ということで、令和2年度は集団健診を中止した関係で、受診率が大幅に下がってしまっているという状況です。

○古畑秀夫委員 もう1つ。1年置きの間ドックではあまりよくなくて、毎年受けたほうがいいのかどうか。

○健康づくり課長 毎年、何らかの健診は受けたほうがよろしいかと思えます。

○柴田博委員 国保税の最近の滞納状況を、分かったら教えてください。

○市民課長 直近の市税等の収入実績でよろしいでしょうか。例えば、令和3年度に繰り越されている滞納繰越分につきましては、調定額で申し上げますが、国保税で2億1,600万円余といった状況です。

○柴田博委員 県単位化されて数年たつわけですがけれども、県単位化される前と今と比較すると、滞納額はどんな感じですか。増えているのか減っているのか、その辺もし分かればお願いします。

○市民課長 県単位化が平成30年度からですので、平成29年度から30年度に繰り越したということで、平成30年度の調定ベースの滞納繰越分が3億5,600万円ということですので、減っている傾向にはあります。

○柴田博委員 先ほどの繰越しの額ですけれども、単年度分だけではなくて、ずっと累積で総額でどれぐらいあるか、分かったらお願いします。

○市民課長 今申し上げたものが累計になりますので、平成30年当時の累計が3億5,600万円で、先ほど申し上げましたが、令和3年度当初での累計が2億1,600万円という状況です。

○柴田博委員 もう1点お願いします。あと、他市町村と比べて、塩尻市の国保税額というのは大体どのあたりにあるのか、現状と、県単位化される前と比べると、どういう傾向にあるのか、もし分かったら教えてください。

○市民課長 まず、現状でのお話をします。標準保険税率が示されておりますので、私どものほうで、一般的なケースとして所得180万円、被保険者2人という世帯を基に、このたび示された令和4年度の標準保険税率で計算をしてみました。そうした場合には、1世帯当たりの税額につきましては、19市中でいきますと5位が現状です。今回、改定案を出させていただいています。改定案を令和4年度の標準保険税率に合わせてみますと、19市中12位となっております。もう1点。これは令和4年度ですので、各市がどのような税率設定してくるか分かりませんので、仮定でのお話になります。現在、令和3年度の現行税率と比較すると、やはり同じモデルケースでいきますと、19市中11位といった位置にあります。過去の、平成30年度当時にどの位置にいたかというところは、今持ち合わせてはいません。

○柴田博委員 そうすると、19市中11位ということは、大体真ん中辺りのところにいるということですか。

○市民課長 現行、令和3年度の税率でいきますと、真ん中より少し下という位置です。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 特定健診に戻りますが、健康づくり事業団と塩筑医師会へ委託しているというお話ですが、健診者の関係は全部健康づくり事業団、それ以外の、保健福祉センターでやるのは塩筑医師会という理解でよろしいですか。

○健康づくり課長 集団健診は健康づくり事業団ですので、例えば保健福祉センターでやるのも集団健診ですので、こちらは健康づくり事業団になります。あと、医療機関でやるのは、塩筑医師会にお願いしているものです。

○副委員長 要は、委託費の支払い先が各医療機関ではなくて、塩筑医師会ということですね。これらの単価と数量が決まっていて、発注して1年たったら、何回やったとか、どなたがやったとか、どれぐらいかかったとかいう精算をするわけですか。

○健康づくり課長 月ごとに精算をして、それぞれお支払いしているという形になります。

○副委員長 それぞれの支払いというのは、医師会に支払う。その分担の差配の手間は、医師会が全部行うということですか。

○健康づくり課長 お支払いにつきましては、月ごとに、それぞれの医療機関ごとにしております。

○副委員長 そうすると、委託先は塩筑医師会ではなくて、個々の医療機関ということですね。さっきの説明では、塩筑医師会が委託先でしたが、どうやってできるのかなと思ってお聞きしました。委託は個々の医療機関に直接市が出しているということだったら、今のお話でいいのだけれども、塩筑医師会に委託しているというさっきの説明だったので、どうやってお金が動くのだろうと。

○健康づくり課長 塩筑医師会と一括して契約しておりますが、お支払いにつきましては、国保連を通じてそれぞれの医療機関へ支払う形となっております。

○委員長 ほかにありますか。

○西條富雄委員 特定健診の話で質問します。先ほど、未受診者対策事業委託料、将来的にはAIでチェックしていくという話ですが、古畑委員からありましたようにドックにかかっているとか、あるいはかかりつけ医で定期的に尿検とか血液検査とか、あるいはいろいろやっつけらる方もいる。最近の血液検査はがんも発見できますので、かかりつけ医でやっている方もいるという把握の中で、全く予診をやっていない方の把握もできれば、そういう方に強く働きかけていけば、特定健康診断に入っていけるかと思うのですが、そういった把握はどうですか。健康だからいいじゃないかではなくて、予防ですから。その辺お伺いします。

○健康づくり課長 今、委員がおっしゃったように、全く健診等をしていない方につきましても、それぞれの方に個別に受診勧奨の通知を差し上げて、受診を促していることは取り組んでおるところです。

○西條富雄委員 それでは、かかりつけ医で健診を受けているということも把握できているということによろしいですか。

○健康づくり課長 かかりつけ医等で健診されている方につきましても、健診結果を出していただいて、健診項目が満たされていれば、健診したとみなすという形で管理をしているところです。

○西條富雄委員 せっかく国が500円でやってくれているから、こっちはやればいいのですけれども。高い金払ってやるのではなくて、と思うのですけれども。いろいろな把握の仕方があると思いますけれども、ぜひもっと上がるようによろしくお願いします。要望です。

○委員長 ほかにありますか。

○市民課長 先ほどの平間委員から御質問ありました保険者努力支援分について、係長からお答えいたします。

○国保年金係長 保険者努力支援制度の制度改革法ということで、平成30年度からの金額になります。まず、平成30年度決算額ですが、2,549万3,000円になります。令和元年度が3,060万4,000円、令和2年度からは、国庫補助金のうち保健事業分というのが追加になっておりますので、そちらを加えますと3,435万円です。保険者努力支援の令和元年、平成30年度同額のものについては3,147万9,000円になります。令和3年度、本年度の見込みですが、保健事業の補助金分を含めまして、3,431万7,000円を見込んでいるところで、補助金分を抜きますと3,131万7,000円という状況になっております。平成30年度の当初からいきますと、少しずつですが、金額は上がってきているという状況です。

○平間正治委員 少しずつ上がってきているということで、この項目のとおり、努力をしていただいているのかと思うのですが、3,400万円も頂いているということと、逆に今、推移を見ると、上がってはきているけれども、そんなに極端に上がっていないということになると、えらく変わらないという話にもなってしまいます。よその状況も分かるでしょうから、得点になるようないいところがあったら取り入れて、もう少し増えるような御努力をお願いしたいと思います。こういうのは特別交付税がイメージにあって、県内の市の順位があると思うのですが、あまり変わらないのかなという先入観が自分でもあって、なかなか難しい部分があるかと思います。ぜひ御尽力いただきますようお願いいたします。

○市民課長 1点、訂正させてください。先ほど柴田委員の御質問にありました税額の順位ですが、令和3年度の現行税率で、19市町のうち11位とお答えしましたが、失礼しました。12位になります。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 386ページの傷病手当ということで、コロナの関係で今まではなくて、昨年、制度改正してということですが、本年度だと利用者はどのぐらいあったか、実績ありましたらお聞きしたい。

○市民課長 係長からお答えします。

○国保年金係長 傷病手当の本年度、現在の状況ですが、2件ありまして、支給決定額につきましては9万8,651円です。

○委員長 ほかにありますか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第20号令和4年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第20号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、次に進みます。

議案第22号 令和4年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算

○委員長 議案第22号令和4年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、議案第22号令和4年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算について御説明申し上げます。予算書は445ページ、予算説明資料は18ページになります。

歳入歳出の予算の総額はそれぞれ3,391万9,000円となり、前年対比で559.8%となっております。榑川診療所につきましては、本会議でも御答弁したとおり、3月30日から再開の運びとなっております。再開の状況につきましては、週1回、水曜日の午前と午後、3時間ずつの診療ということで診療所の運営をしております。

最初に、歳出から説明をいたします。456、457 ページをお願いします。1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費になりますが、説明欄の白丸、一般管理事務費 1,115 万 6,000 円につきましては、診療所施設の管理運営に関わる経常的な経費等となります。令和 4 年度から年間を通じての診療所の運営ということで、燃料費、電力使用料等、運営経費が大幅に増となっております。また、一番下の温水ボイラ等、更新工事につきましては、経年劣化によりまして修理不能となった温水ボイラと給湯器の更新工事を行うものです。

458、459 ページをお願いします。2 款医業費 1 項 1 目医業事業費、説明欄白丸、医業事業事務費 2,019 万 6,000 円は診療に関わる経費で、診療業務委託料 1,980 万円が主なものとなります。この委託料の内訳ですが、医師、看護師等、医療スタッフの件数費、医療消耗品費、医薬材料費、検査などの経費等となっております。

460、461 ページをお願いします。3 款公債費 1 項公債費 1 目元金及び 2 目利子につきましては、これまでに借り入れた檜川診療所関係の起債の元金及び利子の償還金になります。なお、令和 4 年度末の起債残高は 642 万 2,000 円の見込みとなっております。

452、453 ページをお願いします。歳入になります。1 款診療収入 1 項外来収入ですが、1 目国民健康保険診療報酬収入 198 万 4,000 円以下、各保険者からの診療収入や一部負担金収入となります。

2 項その他診療収入 1 目諸検査等収入につきましては、各種検診収入が 23 万 3,000 円となっております。

次ページ、2 款使用料及び手数料 1 項 1 目手数料ですが、診断書作成料が 50 万円となっております。

3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は 1,707 万円となっております。

4 款市債 1 項 1 目病院事業債、説明欄の過疎対策事業債 300 万円につきましては、先ほど申しました温水ボイラ等更新工事の財源に充てるものです。説明は以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありませんか。

○**樋口千代子委員** いろいろ議論がありましたけれども、週 1 回開設できたということは本当に御苦労さまでした。これから地域の皆さんがこの診療所を利用していただいて盛り上げていっていただかないと、週 2 日になり、3 日になるということは到底ないと思いますので、そんな地域の皆さんの診療所を支援していただくということがとても重要だと思っております。そのときに、週 1 回、保健師ですとか、認知症サポーターの方たちが介護予防とか健康サロンみたいな形を開いていただいて、診療所に通う方は昼間一人暮らしで孤立化していらっしゃる方たちだと思いますので、認知症予防につながるとと思いますので、そういう週 1 回サロンができないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○**健康づくり課長** 今現在、社協で「檜の実」ということで、出張による健康相談ですとか、そういったことに取り組んでおりますので、そういったことをどんどん充実させてやっていければと考えております。

○**樋口千代子委員** 診察する先生は、いわゆる 3 分診療とかいいですけども、そんなに長い時間患者に関われないことがありまして、そこですっきりしない気持ちとか、もっとこれを聞きたかったという気持ちは、地区担当の保健師の役割が重要だと思います。地区担当の保健師の関わりについてお聞きしたいと思います。

○**健康づくり課長** 係長より説明申し上げます。

○**保健予防係長** 地区担当の保健師ですけども、母子から成人、高齢者にまで、必要のある方には訪問したりしておりますので、また、檜川のほうでも診療所が再開しますので、そちらを充実させていければと考えており

ます。

○樋口千代子委員 コロナで保健師の役割というのはとてもクローズアップされて、クローズアップされたことがいいことかどうかということもありますけれども、地域に関わっていくのは保健師ですので、ぜひ週1回の開設を有効に、一緒になって盛り上げていただくように要望したいと思います。

○委員長 ほかにありませんか。

○小澤彰一委員 本当に週1回でも開設されるということを切望していたことで、ありがたいことだと思います。については、この予算を拝見したときに、少し話題になりましたリモート診療に関する設備の投資というのはいないのですが、今後、2日、3日と増やすこともお願いしたいけれども、今、樋口委員がおっしゃったような、医師がいないところで看護師だとか保健師などが医師のリモート診療の手助けをするという、そういうサポートなどの対策も必要になってくると思うのです。ですから、ぜひこの1年間で、そういう検討を積み重ねていただいて、前向きにお願いしたい。要望です。

○委員長 ほかにありませんか。

○副委員長 診療所については本会議でもお聞きしたのですが、根本的に今回御努力いただいて、1年かかって開設にこぎ着けた。本当に御苦労さまだと思います。これはまだ法人の名前は言えないのですか。ここで私が出してもいけない。

○健康づくり課長 今のところ、正式に契約を交わしていませんので、控えてほしいという相手方からの強い要望です。

○副委員長 3月30日、具体的な内容が決まっていて、委託先、誰がやるかが形上見えないというのはとても居心地がよくないのですが、いつ契約するのですか。

○健康づくり課長 今、契約の関係も最終の詰め段階までできておりますので、近いうちに公表できる運びになるかと思っております。

○副委員長 分かりました。私も固有名詞は出さないことにします。そもそも今回、指定管理という形で委託をするということですが、ここにあるように、形は市の直営。これは去年から、私、直営じゃないとできないと言わせてもらったし、現に条例も変えて直営の形になっている。ですが、指定管理で、現場のほうは全て管理者に任せる、そういう形かと思えます。お金的に、これは繰出金のその分だけ持ち出しという図式ではないかと。つまり、診療所として赤字が出るとしたら、その分を市が持ち出すのがこの1,980万円だと、そういう理解でよろしいですか。

○健康づくり課長 繰出金につきましては、あくまでも診療所運営、あるいは治療にかかった経費から診療収入を引いて、残った部分について繰り出しをお願いするという形のものであります。

○副委員長 簡単に言うと、医業収入で賄えなかった分は市が持つという、一般会計がこの特別会計を補填するという意味はそういうことのように私は理解します。現場の医業収入だけで全部が回っていけばいいのですが、そんな訳にももちろんいかない。そういう中で、市が全体として取り組んでいただいているという特別会計の収支、そういうことではないですか。

○健康づくり課長 今回の契約は指定管理ではなく、診療に関わる業務の部分だけ委託をするということなのです。

で、お願いしたいと思います

○副委員長 では、訂正します。去年までの分と違っていたということで。直営をやっていただいて、そして委託者に委託をすると。本来の他の市町村のほとんどがやっているのは本当の直営です。本当の直営というのは、市が職員を職員として雇って、医業に関わる部分は全て直接市が出して、国保から来るお金を入れて、そして中には一般会計からの補填もある。そういう形でやっていくのが本来の直営だと。これは村がその形でやっていました。それで今回、1日になってしまったという。これはやっていただく法人の都合で、それで1日ということではないかと。ですが、市が地域にどれだけ医療が必要かということの中では、本会議でも申し上げましたけれども、お客さんに帰ってきてもらわないと意味がないし、そしてこの収支もよくなっていかないのではないかと。あげくの果てにどんどん赤字の部分が増えて、最後は維持できないのではと、縮まっていくことになっていってしまう、それを今でも私は危惧しています。開業してよかったということはそうなのですが、では、この先を見ていくと、1日で始まって、それが半日になり、もうできないとなっていきはしないかと。ここで予算のことだけお聞きするということになりますけれども、始まってみなければ分からないというお話だったし、その様子を見て、そしてまた増やしていくこともあるという部長の答弁だった。ですので、今申し訳ないですが、本当に不安です。これを酌み取っていただけるかどうか。

○健康福祉事業部長 檜川診療所につきましては、副委員長のおっしゃるとおり、市の直営ということで、様々な医師の確保、また医療スタッフの確保等に奔走したところでありますけれども、様々な調整をする中で、医療業務を委託するというところで、再開の方針、めどが立ったところであります。ですので、その中で今回、午前午後1日ということではありますが、昨年度4日間診療したわけなのですけれども、その6割ぐらいは対応できるのではないかと考えているところでありますので、今後の再開状況、また患者の受診状況等見ながら、また地元とも相談をしながら、今後の体制については御相談しながら進めていきたいと考えております。

○副委員長 ここで水かけ論になっても、意図するところではないので、意見とかお願いだけにしておきます。1日より今度小さくなるという半日。どうやってもこれ以下はないわけです。その状況で、お客さんに帰ってきていただくという営業戦略を立てるとしたら、これ以上引けないところからスタートをするのではないかと。ですから、本当は最低3日とか診療するので帰って来てくださいというアピールをぜひ本当はするべきだと、私も思っていますが、今回こういうことで始まると。予算の審議ですので、これを認めないかと言ったら、そんなわけにもいかない。ということですが、ぜひこれは意を酌んでいただいて、増やしていく努力をしていただくと。ここで今、答弁して努力すると言われておりますので、ぜひそんな方向でやっていただきたいと思っております。失礼いたしました。

○委員長 ほかにありませんか。ないので質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第22号令和4年度塩尻市国民健康保険檜川診療所事業特別会計予算について

ては、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 22 号については、全員一致を持って可決すべきものと決しました。
次に進みます。

議案第 23 号 令和 4 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

○委員長 議案第 23 号令和 4 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第 23 号令和 4 年度後期高齢者医療事業特別会計予算について説明いたします。予算書は 464 ページをお願いします。なお、予算説明資料では 11 ページに記載がありますので、併せて御覧ください。

第 1 条の歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ 8 億 6,482 万 9,000 円といたしまして、前年度比ではプラスの 1.9%、1,602 万 2,000 円の増としております。なお、後期高齢者医療制度につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合が運営主体となりまして、被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課、あと保険事業などを担っております。その中で市町村につきましては、被保険者証の発行、被保険者からの各種申請や届出の受付、保険料の徴収など、被保険者との接点となる業務を担当しております。

歳出から説明いたしますので、474、475 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、会計年度任用職員の報酬のほか、主なものは説明欄 5 つ目の黒ボツ、特別旅費につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合への派遣職員に関わる日額旅費及び住居移転に関わる費用等となります。

2 項 1 目徴収費は説明欄の白丸、保険料徴収事務諸経費の保険料の納付書作成など、保険料の徴収に関わる経費となります。

476、477 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目広域連合納付金は、徴収いたしました保険料と一般会計から繰り入れていただきます保険料軽減相当額を長野県後期高齢者医療広域連合へ納付するものとなりまして、広域連合の資産額となりますが、総額 8 億 5,246 万 1,000 円としております。

次に、歳入を説明させていただきますので、470、471 ページをお願いいたします。1 款後期高齢者医療保険料につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合の試算によりまして、1 目は年金天引きによる徴収方法です。特別徴収保険料と、2 目は納付書等による徴収方法になりますが、普通徴収保険料を合わせた総額で、6 億 6,640 万円としております。なお、後期高齢者医療の保険料につきましては、広域連合により 2 年ごとに見直しが行われます。令和 4 年度、5 年度の保険料につきましては、保険料を据置きとする条例及び予算案が、2 月 21 日に開催されました長野県後期高齢者医療広域連合の議会、2 月定例会において議決されております。

3 款 1 項一般会計繰入金につきましては、低所得者等の保険料軽減相当額でもあります保険基盤安定繰入金と事務費の繰入金で、保険基盤安定繰入金につきましては 1 億 6,400 万円ありますが、歳出で説明させていただきましたが、全額を広域連合へ納付させていただくものとなります。後期高齢者医療事業特別会計の説明は以上となります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

私から1点。後期高齢者医療は保険者が広域連合ということで、費目に給付費というのはないのですけれども、広域連合の中の給付費の中に葬祭費というのはあるのですか。

○市民課長 あります。

○委員長 この予算の中には出てこないけれども、分かりました。確認できれば結構です。

ほかにありませんか。

ないようですので、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第23号令和4年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第23号については、全員一致を持って可決すべきものと決しました。

それでは、11時20分まで休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時19分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

次に進みます。

議案第21号 令和4年度塩尻市介護保険事業特別会計予算

○委員長 議案第21号令和4年度塩尻市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、議案第21号令和4年度塩尻市介護保険事業特別会計、歳入歳出予算について御説明をします。予算書は400ページからになります。初めに概要について資料で御説明をします。予算説明資料は15、16ページになります。予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ58億517万1,000円となります。

16ページの歳出から御説明をします。歳出の主なものは、上から2番目の保険給付費になります。令和3年度の介護保険サービス利用の動向、介護報酬改定、高齢者人口の増加による利用料の伸びなどから。

○委員長 資料の説明を今されています。

○長寿課長 予算説明資料です。

○委員長 予算書ではなくて、予算説明資料のほうですが、いいですか。

○長寿課長 よろしいでしょうか。歳出の主なものは、上から2番目の保険給付費になりますが、令和3年度の介護保険サービス利用の動向、介護報酬改定、高齢者人口の増加による利用料の伸びなどから算定をしておりますが、前年度比99.57%で2,304万円余の減額としております。介護サービス等諸費につきましては、要介護認

定者のサービス利用になりますが、令和3年度が比較的落ち着いた利用状況であったことや、特に通所や訪問系のサービス利用が減少していることをここでは考慮しております。その下の介護予防サービス等諸費は、サービス利用が増加しており、増額で計上をしております。特定入所者介護サービス等費は、8月の制度改正によりまして、低所得の施設利用者の食費、住居費の自己負担が見直されたということで減額としております。

その下、地域支援事業費は、前年度比で108.25%としております。事業内容は総合事業、包括的支援事業、任意事業になりますが、そのうち総合事業が増加傾向にありまして、前年度費が112.36%の2億3,711万円余になっております。

続いて、15ページの歳入を御説明させていただきます。一番上の介護保険料は、65歳以上の高齢者の保険料となります。第8期介護保険事業計画中の介護保険料を基準月額5,450円としまして、高齢者人口の増加に伴い、100.5%の増額で予算としております。

3つ目からの国庫支出金、支払基金交付金、県支出金と一般会計繰入金につきましては、事業内容に記載のとおり、介護給付費、総合事業費、包括的支援事業と任意事業に対する法定割合により、それぞれ計上してまいります。

一般会計繰入金の4つ目の白丸の保険料軽減繰入金につきましては、低所得者への保険料軽減に加えて、国2分の1、県4分の1の負担金が一般会計に交付されますので、市の負担分4分の1を加えて繰り入れるものです。

次の基金繰入金につきましては7,229万円余としておりますが、基金はある程度使いながら、第8期の事業を運営していきたいと考えております。

下から2番目のサービス収入につきましては、地域包括支援センターでのプラン作成の報酬になります。

それでは、予算書で説明をさせていただきます。予算書の416、417ページですが、1款1項1目一般管理費、説明欄1つ目の白丸、介護保険事務諸経費は、介護保険の円滑な運営を図るための費用になります。下から7つ目の黒ポツ、介護事業所連携システム導入委託料と下から3つ目の介護事業所連携システム使用料につきましては、市内の事業所やケアマネージャーと介護サービスのデータベースの共有、またコロナの感染状況や施設の空き情報など、リアルタイムの情報共有を可能にするために、回覧板機能などを活用してできるシステムの新規導入と運営に係る費用になります。

420ページ、2款保険給付費になりますが、こちらは先ほど概要のほうで説明させていただきましたので、各サービスについては説明を省略させていただきます。

428、429ページをお願いいたします。3款1項1目介護予防・日常生活支援サービス事業費になります。説明欄の1つ目の白丸、介護予防・日常生活支援サービス事業の主な内容は、市の事業として行う要支援と軽度者の訪問介護、訪問通所介護のサービスになります。市の認定を受けずに、チェックリストの該当者もサービスが受けられるサービスになります。前年度比で、訪問サービスで107.6%、通所サービスで113.4%の増になります。

次の2目一般介護予防事業費、説明欄の白丸、一般介護予防事業は、筋肉低下を防ぐための介護予防教室の開催や、社協に委託するミニデイサービスの実施等の経費になります。下から3つ目の黒ポツ、いきいき貯筋倶楽部事業委託料につきましては、既に運動機能向上の教室を各地区で実施しておりますけれども、さらに新規の事業としまして、いきいき貯筋倶楽部の定員に漏れてしまった方にも運動の機会を失わないように、65歳以上の全

市民対象に介護予防の講座を計画しております。また、いきいき貯筋倶楽部に参加しているフレイル状態の方への個別の運動指導や、自宅にいても運動を実施できるきっかけをつくろうということで、塩尻市の公式LINEを使って、運動の動画を定期的に配信するような事業を新たに行っていきたいと考えております。一番下の黒ポツ、口腔機能向上事業委託料は、高齢者の口腔機能の向上のために、在宅歯科の診療や訪問歯科検診のニーズに対応できる体制づくりとしまして、新規に事業委託を松本市の歯科衛生士に事業委託をしまして、事業の充実を図ってまいります。

2項1目包括的支援事業の430、431ページ、地域包括ケアシステム推進事業の2つ目の黒ポツ、地域包括ケア推進協議会委員等報酬ですけれども、こちらは令和4年度に設置を計画しております地域包括ケア推進協議会の委員のための報酬になります。

2目任意事業費につきましては、地域の実情におきまして自治体が取り組む事業になります。

次に、歳入について御説明をさせていただきます。歳入は408、409ページを御覧ください。3款2項4目保険者機能強化推進交付金は、自立支援・重度化防止に向けた保険者の取組に対して、また、5目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、介護予防と健康づくり等に資する取組を重点的に評価し、そのポイントに対して交付金が決定されるものです。令和3年度の評価で、機能強化推進では、見える化システムの活動で地域の特徴ですとか、他市との比較分析をして、給付適正化の方策の策定とか地域密着型サービスの交互指定の活用等につきまして評価されております。また、保険者機能支援ではPDCAサイクルの活用によりまして、介護保険事業計画で要介護認定者に対するリハビリテーションの提供体制の分析等のことについて、取組を評価されておりますので、この取組を継続しながら、令和3年度では評価しただけなかった介護職員の確保促進事業や自立支援・重度化防止の策定等の取組につきましては、令和4年度で評価ができる見込みでありますので、交付金につきましても反映されるものと想定しております。

414、415ページの10款1項1目では、基金積立利子86万9,000円を見込んでおります。私からの説明は以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。質問のある方いらっしゃいますか。

○**牧野直樹委員** 429ページの一般介護予防事業費の一番下、口腔機能向上事業委託料。松本市の衛生士に委託すると説明がありましたが、衛生士何人に委託するのですか。

○**長寿課長** 松本市の歯科衛生士、個人の委託になります。

○**牧野直樹委員** その人は有名な人とか、そういう人ですか。

○**長寿課長** 名の知れた人ということではありませんけれども、歯科医師等にも、指導に対して発言ができるような、あと歯科衛生士同士の指導につきましても、育成につきましても、資格を取って十分に活動されている方ですので、その方に塩尻市の歯科機能の向上の業務につきましては、お願いをしていきたいと考えております。

○**牧野直樹委員** この業務内容はどのような内容ですか。

○**長寿課長** 主には、歯科医療の未治療の高齢者の方の口腔機能の評価ということで、家庭に訪問をしていただいて口腔機能の指導をしていただいたり、指導をしていただくに当たっては、歯科医師と訪問を一緒にしていただいて、居宅療養の指導をしていただくように決定いただくということ。それから在宅口腔衛生管理ができる歯

科衛生士を養成していただくことも考えております。

○**牧野直樹委員** よく分からない。

○**委員長** この金額は個人の業務に対する委託料ですか。

○**長寿課長** 塩尻市の業務を委託するに当たっては、訪問していただく業務と指導していただく業務と、個人に対して活動していただくための費用ということになります。

○**永田公由委員** 確認させてもらいたいけれど、塩尻市にも松本歯科大学があつて、歯科衛生士とか、そういった人たくさんいるのだけれど、あえてその松本の方に頼む理由というのは何ですか。

○**長寿課長** 係長から説明させていただきます。

○**介護予防係長** 塩尻市内にも歯科の医療機関がありますし、歯科の大学病院もあるのでありますが、在宅の高齢者の訪問に対して、おうちにいる方の歯科の口腔衛生ですとか口腔機能について評価をしたり、医師と調整したりする衛生士という方が塩尻市内にはいらっしやらない状況です。今度委託をさせていただく衛生士は、その訪問に対して、訪問できる歯科衛生士を育てることもできる衛生士となります。歯科大学にいる衛生士に対して、訪問ができるように育成をしているというところでもありまして、今後、高齢者が増えていくに当たりまして、訪問で歯の調節ですとか、口腔機能の飲み込みも含めて、口腔機能について評価したり、医師にも指導ができるというところで、今回この衛生士をお願いすることになっております。

○**委員長** いいですか。

○**古畑秀夫委員** 今のところですが、これは何件ぐらいのお宅を訪問する予定になっているわけでしょうか。

○**介護予防係長** 今現在、在宅で生活する方に対しては年間 600 件ぐらい訪問をしているところです。先生を連れて訪問歯科検診ということでは、85 名の方に訪問をしています。今後、在宅で生活される方に対して、訪問をする件数も増やして行って、訪問ができる衛生士も増やしていきたいと考えております。

○**委員長** ほかにありますか。

○**柴田博委員** 409 ページの一番上の 2 つですけど、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金、それぞれ 1,000 円ずつということなのですけど、これは年度途中で評価されて、その額が決まってくるということなのでしょうか。

○**長寿課長** そのとおりです。前年度の事業に対して評価を当年度行いますので、当初は 1,000 円ということで、見出しで出ておりますけれども、年度の中で金額が決定されて交付されることになります。

○**柴田博委員** ほかにもこういうような、同じような形で決まってくるものがあると思うのですが、前年度の実績に対して、大体これぐらいだろうという予測でここに入れてくるということはないわけですか。

○**長寿課長** そういった形もできるかと思えますけれども、金額が定まっていない点では、見出しということで出させていただいております。

○**柴田博委員** それぞれ前年度の分で実績を、分かったら教えてください。

○**長寿課長** この事業につきましては、平成 30 年度から機能強化推進事業と、令和 2 年度から保険者努力支援事業ということで 2 つありますけれども、平成 30 年度の推進事業につきましては、金額としましては 814 万円が交付されております。令和元年度は 557 万 9,000 円、令和 2 年度につきましては、推進で 717 万 7,000 円、令和

3年度が推進交付金が727万7,000円、支援交付金が795万8,000円となります。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。

○**副委員長** 431ページの地域包括ケアシステム推進事業。金額はともかくとして大事だと思うのですが、医療・介護連携推進協議会が頑張っているという話を前のときから聞いていまして、その活動状況は今、どんな状況でしょうか。

○**長寿課長** 医療・介護連携推進事業について。

○**副委員長** 協議会というのがあって、ここに委員報酬が出ているのですが、委員が集まって会議をする経費ですけれど、大事なのは、市の職員あるいは介護施設あるいは有資格者、看護師や介護士やそういう人たちが集まって、医療・介護連携をどうやるかということの研究している、その実態が進んでいると前に説明があって、とても大事だし、やっていただきたい。この協議会の実態というか、活動状況。

○**長寿課長** 昨年度はグループ討議をしまして、医療と歯科医師、医師、介護事業所の職員等集まりました。多職種で集まってグループ討議するような機会もありましたけれども、今年につきましては医療と介護の連携ということで、スムーズに医療から介護に連携ができるように、今年はコロナのワクチンがありましたので、高齢者がスムーズにワクチンの接種ができるように、ケアマネージャーが協力してワクチンの接種につなげるようなことにつきまして、協議検討をさせていただいております。

○**副委員長** 先ほど話題になった口腔機能の向上が連携協議会の最初のテーマというか、今、話ありました口腔の専門家が入って、そして広域連携も含めて、そういう話が進んで、それでさっきの松本市の衛生士が入ったり、専門家が入ったり、その指導体制ができてきた。そういう成果じゃないかと思って見ていたのですが、それは違いますか。

○**長寿課長** 口腔機能の連携につきましても、そちらの医療・介護の連携の中で実施をしております、例えば、在宅で歯科診療をしてもらうことも、歯科衛生士の居宅療養管理指導につなげるようにというような内容のことについても、その医療・介護の連携推進協議会の中で協議し、検討していただいているものですので、そのようなことも会議の中では充実をさせていこうということで、会議を開いて先生方と一緒に検討させていただいております。

○**副委員長** その話を先に説明していただければ。突然、口腔機能向上の話だけがポンと出たものだから皆さん分からないのではないかな。そういう積み重ねがあって、実務レベルの皆さんのところで話が進んでいるという説明がいただければ、理解がもっとできるのではないかと私は思います。それはそういうことで、医療・介護連携推進協議会の次のテーマとかというのは何かありますか。今ワクチンですか。

○**長寿課長** 係長から説明させていただきます。

○**介護予防係長** 医療・介護連携推進協議会では、今年度いかに医療と介護が連携できるかというところで議論をしたところなのですが、医療と介護の連携についてはケアマネージャーが鍵であるというところで、ケアマネージャーが医師との連携がスムーズにできるように、医療機関の中でいつの時間でしたらケアマネージャーがスムーズに連携が取れるかというところを、医師、医療機関に全てアンケートを取って調整をしまして、それを一覧の表にするというところで、ケアマネタイムという表を作成しようと考えております。それを活用しま

して、今後、医療と介護がもっとスムーズに連携できるように、来年度もそれについて評価をして、実施をしていきたいと考えております。

○副委員長 分かりました。とても大事な作業をやっていただいている協議会だと理解していますので、ぜひこの医療・介護連携が、これが地域包括ケアの鍵の一つだと思います。もう1つは広域連携。塩尻だ松本だと言っていないで、両方同じ課題だとか、資源を両方が共有するということがとても大事だと。ぜひこの協議会、進めていただきたい。これは要望にさせていただきます。

○委員長 ほかにありませんか。

○古畑秀夫委員 429ページのいきいき貯筋倶楽部の先ほど説明ありましたが、これは10地区でやっているということですか。参加者はどの程度でしょうか。こういうコロナの時期で高齢者はなかなか外に出る機会がなくて、こういうことをやっていただいて、体力つけておいていただいたほうがいいと思います。人数等をお聞きしたいと思います。

○長寿課長 10地区で行っておりますけれども、合計で307人の参加がありました。1月から3月がコロナの影響で実施できておりませんので、例年よりは人数が少ないかと思っておりますけれども、307人の参加はしていただくことができました。

○古畑秀夫委員 月1回とか、定期的にやられているわけですね。今コロナの関係で止まっているということですが、大体年間どのぐらいですか。

○長寿課長 1クール13回の内容で、各地区で実施をしております。前期と後期に分けたりというところもありますけれども行っております。

○委員長 ほかにありませんか。いいですか。

ないようなので、質疑を終結いたします。

それでは、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第21号令和4年度塩尻市介護保険事業特別会計予算については、原案のとおり、認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第21号については、全員一致を持って可決すべきものと決しました。

では、職員の入替えをお願いします。

それでは、次に進みます。

議案第24号 令和4年度塩尻市水道事業会計予算

○委員長 議案第24号令和4年度塩尻市水道事業会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○上水道課長 それでは、資料は別冊の令和4年度塩尻市水道事業会計等予算書、予算（案）説明資料になりま

す。予算書の1ページ、予算(案)説明資料の1ページをそれぞれお開きください。議案第24号令和4年度塩尻市水道事業会計予算について御説明いたします。

まず、第2条、業務の予定量です。(1)給水件数は3万5,300件で、前年度対比100件の増。(2)年間総給水量は722万9,000立方メートルで、前年度対比3万3,000立方メートルの減となります。(3)一日平均給水量は1万9,805立方メートルを予定しております。(4)主要な建設改良事業は、上水道施設耐震化等推進事業2億4,690万円、上西条浄水場再構築事業4,100万円を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入、水道事業収益を18億5,552万8,000円、支出、水道事業費用を16億701万1,000円とするものです。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のページをお開きください。収入、資本的収入を1億9,539万6,000円、支出、資本的支出を8億1,612万6,000円とするものです。なお、第4条の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、第4条本文のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとします。

第5条、債務負担行為。債務負担行為をすることができる事項はインボイス制度対応システム改修委託で、期間を令和4年度から令和5年度までとし、限度額を429万4,000円と定めるものです。内容につきましては後ほど、債務負担行為に関する調書で御説明いたします。

第6条、企業債は第4条の資本的収入、企業債の予定額1億4,480万円を限度額とし、償還方法等を定めるものです。

次のページ、第10条、他会計からの補助金は一般会計から水道事業会計へ補助を受ける金額で、このうち、(1)の消火栓用水につきましては、水道水を公共の消防等に使用するための経費に対する補助金となります。

14ページをお開きください。債務負担行為に関する調書です。まず、水道料金等徴収業務委託は、水道お客様センターの窓口業務やメーター検針などの徴収業務について第2期目の委託をするもので、昨年11月、プロポーザル審査を実施し、塩尻市水道事業協同組合を委託先に決定し、12月に契約を締結しました。委託期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

次のインボイス制度対応システム改修委託は、消費税の仕入税額控除の方式を適格請求書等保存方式とするインボイス制度が令和5年10月から導入されることに伴い、必要なシステム改修を委託するものです。この制度が導入されますと、取引相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存が義務づけられることとなります。システムの構築につきましては時間を要し、導入までの稼働テスト等が必要であることから、令和4年度に委託を契約し、導入される令和5年度までを実施期間とするものです。いずれも水道事業会計の業務費に予算計上し、一括契約、支出を行い、水道事業会計及び農業集落排水事業会計からは負担金を受けるとしております。

25ページをお願いいたします。予算説明明細書です。主な収支について御説明いたします。収益的収入、水道事業収益、1款1項営業収益のうち、1目給水収益1節水道料金15億164万6,000円は、前年度対比2,441万6,000円の減です。有収水量は、給水人口の減や節水型機器の普及などにより徐々に減少しており、これに伴い給水収益も減少すると見込んでおります。

3目その他営業収益3節他会計負担金9,027万円は、水道事業会計で一括行っている水道料金等徴収業務のうち、下水道使用料等の徴収に要した経費の負担金となります。

4節施設負担金2,162万2,000円は、市の水道を利用する目的で給水装置を新設、または口径変更による改造を行う際に徴収する負担金です。

28ページ収益的支出、水道事業費用となります。1款1項1目原水及び浄水費は、原水の取入れから浄水、送水、配水池に至る設備の稼働と維持管理に要する費用となります。

20節委託料4,969万6,000円のうち、1つ目の黒ポツ、水質検査委託料は水道法に基づき、水質管理上必要な検査項目の定期的な検査を委託するものです。次のページをお開きください。附記の欄、上から3つ目の黒ポツ、エネルギーサービスプロバイダ委託料は、浄水施設等で使用する電力について安価で安定的に電力供給ができる小売電気事業者との価格交渉を行い、事業者、価格等の企画提案等をする業務を委託するものです。

38節受水費2億9,505万4,000円は、主に県企業局松塩水道用水からの受水費で、協定に基づく供給単価は1立方メートル当たり48.84円です。

続きまして、2目配水及び給水費は配水管や配水設備に係る、また、給水装置に附属する設備などの維持管理に要する費用です。

30ページ、20節委託料1,494万6,000円のうち、3つ目の黒ポツ、漏水調査委託料は、配水管等の漏水解消を目的に継続的に実施している調査業務を委託するものです。

23節修繕費3,730万円、2つ目の黒ポツ、給配水管修繕費は、給水装置や給配水管の漏水等に伴う修繕を行うものです。

3目受託工事費は、下水道事業関連の工事費となります。

4目業務費は、水道料金等の徴収に関わる経費です。

次のページをお願いします。20節委託料1億4,703万5,000円のうち、1つ目の黒ポツ、水道料金等徴収業務委託料は、債務負担行為に関する調書で説明しました費用で、5年契約の1年目となります。その下3つ目の黒ポツ、検定有効期間満了メーター取替委託料は、計量法に定められた有効期間の8年が経過する水道メーターを取り替えるための委託料です。

32ページの5目総係費につきましては、水道事業全般に係る事務経費になります。

36ページをお願いします。資本的収入となります。1款1項1目企業債は、主に施設の耐震化事業の財源として借り入れるものです。

3項負担金1目他会計負担金は、一般会計から受託する消火栓新設・更新工事に関する負担金。

2目建設工事負担金は、下水道関連で実施する配水管布設工事に関する負担金です。

37ページをお願いいたします。資本的支出となります。1款1項建設改良費1目配水施設費2億7,081万3,000円は、20節委託料1,425万6,000円のうち、2つ目の黒ポツ、吉田水管橋架替詳細設計委託料は、吉田の田川右岸地区へ給水している水管橋等の老朽化に伴い、河川を横断する管路の工事の設計業務を委託するものです。

26節工事請負費2億790万円は、上水道施設耐震化等推進事業で、導水管の計画的な更新に加え、アセットマネジメント計画に基づき、応急給水拠点等の重要給水施設に水を供給する主要管路について優先的に改良工事を

行うものです。令和4年度は、管路延長で1,210メートルの改良を予定しております。

3目浄水施設費1億1,621万3,000円は、38ページの20節委託料468万円のうち、3つ目の黒ポツ、災害復旧関係、導水管改良工事実施設計委託料は、昨年8月の大雨災害による市道の災害復旧工事に伴いまして、橋戸水源からの導水管を移設する改良工事の設計業務を委託するものです。

26節工事請負費9,090万円は、1つ目の黒ポツ、上西条浄水場再構築事業は、上西条浄水場の管理棟を更新し、中央監視設備の移転更新を図るもので、令和4年度につきましては、敷地内に管理棟の移転場所を確保していくため、旧着水井及び旧配水池の撤去工事を行うものです。3つ目の黒ポツ、災害復旧費関係、勝弦中継ポンプ室外構工事は、さきに補正予算で御審議いただきました勝弦中継ポンプ場災害復旧工事に合わせて、ポンプ室の外構で破損したフェンスの更新や敷地内の整備を行うものです。次の黒ポツ、導水管改良工事（橋戸工区）は、委託料で説明しました導水管移設の工事費になります。

4目受託建設費は次のページをお開きください。26節工事請負費2,569万8,000円につきましては、一般会計から受託する消火栓の新設・更新工事8基分と下水道事業の管路整備に伴い配水管布設工事を行うものとなります。水道事業会計予算の説明につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長 それでは、1時10分まで休憩といたします。

午後0時07分 休憩

午後1時08分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

それでは、令和4年度塩尻市水道事業会計予算について質疑を行います。質問のある方いらっしゃいますか。

○小澤彰一委員 2ページのところで、インボイスに関するシステムの改修委託があります。これは水を買った業者に対して適格請求書を出すためのシステムなのか、それとも、水道局で配管工事だとか、あるいは砂だとかを沈殿させる薬品を買うとか、それに対する処理をするためなのか、どちらでしょうか。

○上水道課長 このインボイス制度につきましては、課税業者が対象となります。水道事業を初め、3事業につきましては課税業者という対象になりますので、水道につきましては水を売っているというところで、水については10%の消費税がかかりますので、課税業者から求められた場合には、これに対する適格請求書を発行する必要があります。また、仕入れの課税の10%につきましては、仮受消費税から仮払消費税を差し引いて納税することを今現在やっておりますので、控除するためには、工事事業者等、委託事業者等に発注した場合、その事業者から適格請求書を発行していただき保存する必要があります。その保存したもの以外は控除ができませんので、そうした手続に必要なシステムを改修していくことになります。

○小澤彰一委員 入ってくるほうも出すほうも両方という意味ですか。

○上水道課長 そのとおりです。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 今のインボイスに関して、この会計が課税事業者になるということですか。つまり、課税事業者の届けを水道事業部が行う必要になるということですか。

○**上水道課長** 特別会計の中で水道事業部は公営企業会計という会計で、課税業者となっております。3事業会計ありますが、水道、下水道、農業集落排水、それぞれが登録していくという形で進めてまいりたいと思っております。

○**副委員長** そうすると、今度、免税事業者との取引があれば、それはどうされますか。取引がありますか。

○**上水道課長** 今現在、1,000万円以下の免税業者かどうかということについて、取引の際に求めているものではありませんので、免税業者もある可能性はあります。ただ、その業者につきましても取引をした場合には、この制度が入りますと適格請求書は求められませんので、そういったところから購入した場合には消費税の控除ができなくなるということになります。

○**副委員長** それを次に聞こうと思ったのですが、1,000万円以下の免税事業者が納入者だった場合は、来年10月からはインボイスの適格請求書で請求が来ないとしたときに、市からそちらの請求書にしてくれないかというやりとりが生ずるかどうかが。要は免税事業者が納品した場合、こっちは困るからインボイスを出してくれないかということをやるとりかどうかが、いかかでしょうか。

○**上水道課長** 業者の選定につきましては、免税事業者であるかどうかということも含めまして、選定についてはこちらで決めさせていただくこともあるかと思えますけれども、選定したものに、免税事業者だということが分かって、適格請求書が発行できないからということで、まけてくれないかとか、この取引はやめたいということをお願いしますと、独占禁止法に問題が生じる場合がありますので、そういったことをするつもりはありません。

○**副委員長** 分かりました。その独占禁止法の意味は分かります。そうすると、来年から免税事業者が納品していただいた場合、特にそこへ、このための価格交渉だとか、あるいは適格事業者になってくれということをあえてアクションをする予定はないということによろしいですか。

○**上水道課長** 先ほどから申し上げていますように、免税事業者から購入した場合は、公営企業会計では仮受消費税からの控除ができなくなってしまうので、選定する段階では、適格業者であるか、登録されている業者かということに関しては何かしら調査をする可能性はありますけれども、取引した後に対しては、特に免税事業者だからということで取引はしないかということはありません。

○**委員長** ほかにありますか。

○**小澤彰一委員** 分からないので教えていただきたいのですが、もし非課税業者から物品を購入した場合、当然、消費税を控除できなくなるので、税金から消費税分をさらに払わなくてはいけないということになるのではないですか。違いますか。

○**上水道課長** 小澤委員おっしゃっていただいたように、例えば品物を購入いたしまして、それに対する10%を業者に支払いましたが、その業者が免税業者であった場合には、その払った消費税分をさらに仮受消費税で納税しなければいけないという状態に至ると思います。

○**小澤彰一委員** そうしますと、先ほど独占禁止法違反だとおっしゃったけれども、税金を節約するために非課税業者を断るということは、この事業部としてはしないのでしょうか。

○**上水道課長** 選定していく段階につきましては、どのような業者を選定していくかということに関しては、

この免税業者と課税業者が同じものを納品していただけるような形であれば、課税業者を選定していく形になります。独占禁止法の場合は、既に免税業者と取引をした後に何かしらの割引ですとか、この契約についてこうしてほしいとか、そういうことを申し上げると独占禁止法に問題が生じる可能性があるということになります。

○委員長 ほかにありますか。

○横沢英一委員 上水道事業の施設の統廃合について聞きたいのですけれども、塩尻市の上水道は昭和の合併のときに、水利権も含めて施設を統合したり、使っているわけでありましてけれども、今、水道の将来計画の中では、施設の有効利用をするために松塩水道用水の利用、受水量の変更をしてもらおうということ、それと、上西条のトンネルのところに出ております水を将来使うというようなことの中で、いろいろな関係機関や水道の関係者との調整をしていると思うのですけれども、その後、どんな状況なのか教えていただきたいと思います。

○上水道課長 横沢委員から御質問のありました2点、統廃合についてと受水量の増量についてということだと思いますが、まず、統廃合につきましては、県と国で広域化のシミュレーションと施設の最適な配置についての調査、検討をさせていただいて、そこに塩尻市も参加させていただいてやっているところです。その中におきましては、私ども以前から申し上げております床尾浄水場の廃止についての検討も含めてやっていたところですので、そちらの調査の状況に応じまして、床尾浄水場については統廃合、廃止ができるかどうかという検討をこのまま進めていきたいと考えております。そうしますと、床尾浄水場に代わる受水、松塩水道用水からの受水量の増量という問題が出るのですけれども、これにつきましては、県、松本市、山形村で検討しております4者会議の中で、塩尻市から床尾浄水場の廃止について、統合について検討をしているという中で、将来的に塩尻市が受水量を増量したいという話を投げかけております。その中で既に4者の中で承知しておりまして、その時期と今後の可能性についてさらに検討していくという中で、現在、協議をしているところになります。

○横沢英一委員 上水道課長の説明されたように大変大切なことであると思いますし、塩尻市の上水道事業にとっは大変大切なことですので、統廃合することによって、維持管理も楽になるとか、いろいろプラスもあると思います。ただ、いろいろの施設の改修に当たって、今の話がしっかりできないと多分改修もできなくなると思います。いずれにしても、この調整は期間もかかると思いますし、水道事業部にとっても大変大切なことだと思いますので、ぜひ早めに協議を詰めていってほしいと思います。よろしくお願いします。

それと、上西条の水利権の問題はどうでしょうか。

○上水道課長 上西条の水利権につきましては、以前、構想の中で、増量してほかの水利権も取得していくかどうかの検討をしてきたところなのですけれども、上西条浄水場の再構築事業の検討をする中で、今後50年の塩尻市の人口推計等を見ていく中で、有収水量が減っていくのは間違いないと。その中で過大な施設を造っていくことが本当に必要かどうかというところを検討しました。その中で、今持っている水利権2万6,000立米くらいあるのですけれども、その中でできる範囲の浄水場で10年後も水の需要に対応していけると判断いたしまして、今回、上西条浄水場の再構築に関しましては、今現在ある浄水場とほぼ変わらない規模で再構築していく考えであります。

○横沢英一委員 ありがとうございます。ぜひ松塩水道用水の受水量の関係、調整をできるだけ早くお願いしたいと思います。

○委員長 ほかにありますか。

○柴田博委員 今の関係ですけれども、上西条浄水場の再構築というのは、具体的にいうと、今ある施設を新しく同じ規模で更新するという方向なのでしょうか。

○上水道課長 現況でいきますと、日量で3,730立米という計画水量を持っております。再構築事業完了後になりますけれども、施設については、日量で4,280立米くらいの大きさの浄水場に再構築していくということになりますので、ほぼ変わらないくらいの浄水場になります。

○柴田博委員 実際には、今の施設を使いながら、増やす分に対応する施設を増やしていくということなのか、それとも幾分増える分も含めて新しい浄水場を初めから造っていくということなのか、その辺はどうですか。

○上水道課長 上西条浄水場の再構築事業につきましては、今ある施設の敷地内に建設していくこととなりますので、今ある施設を使いながら、徐々に一つずつらしながら造っていくというやり方をします。ですので、令和4年度旧着水井等を撤去するのですが、撤去した後に今使っている施設の一部を移し、その施設を壊して、その空いた敷地のところに管理棟を移すという工事、そういった順番にやっていく、施設自体は継続して使いながらという形で進めていきたいと思っております。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

ないようですので、自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第24号令和4年度塩尻市水道事業会計予算については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第24号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第25号 令和4年度塩尻市下水道事業会計予算

○委員長 議案第25号令和4年度塩尻市下水道事業会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 それでは、別冊予算書の40ページからお願いいたします。

初めに第2条、業務の予定量であります。排水件数は2万6,900件で、前年度対比100件の増。年間総排水量は807万3,000立方メートル、前年度比16万9,000立方メートルの減。一日平均排水量は2万2,118立方メートルの予定です。(4)主要な建設改良事業としましては、農業集落排水統合事業、下水道ストックマネジメント事業を予定しております。

次に第3条、収益的収入及び支出の予定額、収入は下水道事業収益を29億2,676万6,000円、支出は下水道事業費用を26億7,473万4,000円とするものです。

次に、資本的収入及び支出の予定額は次のページをお願いいたします。収入は資本的収入を13億8,693万3,000円、支出は資本的支出を23億8,848万6,000円とするものです。前のページにお戻りいただき、第4条の本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、繰越利益剰余金処分額で補填するものといたします。

41 ページ、第5条、債務負担行為になります。令和4年度以降にわたって債務負担行為をすることができる事項として、表中、塩尻市浄化センター建設工事委託料について、期間を令和5年度まで、限度額を4億1,465万円と定めるものです。

第6条、企業債、表中、記載の限度額は7億9,680万円と定めるものです。

続いて42 ページ、第10条、利益剰余金の処分。第4条本文括弧書きの補填財源に充てる必要があるため、繰越利益剰余金のうち4,562万2,000円を、(1)のとおり減債積立金に処分するものと定めるものです。

続いて、53、54 ページです。こちらは債務負担行為に関する調書です。令和3年度分、令和4年度分となっておりますが、令和3年度と書いてあります1億7,400万円の項目につきましては、令和3年度から令和4年度にかけて実施します。送風機の更新のための事業になります。その下、令和4年度と書いてある4億1,465万円の項目につきましては、令和4年度、令和5年度に実施します反応タンクの設備の更新に要する費用に関する債務負担行為となります。

続いて、予算説明明細書となります。65 ページをお願いします。明細につきましては、主なものについて説明します。まず、収益的収入及び支出のうち、収入、1款下水道収益1項営業収益1目1節下水道使用料は全体で16億2,019万2,000円とし、前年度比31万1,000円の減額です。

次に、2目1節他会計負担金5億1,100万4,000円は総務省の操出基準による一般会計繰入金で、主に企業債支払利息に充てるための負担金です。

4目その他営業収益4節雑収益の1つ目の黒ポツ、農業集落排水事業汚泥処理委託負担金357万4,000円は、農業集落排水施設から排出される汚泥を下水道で受け入れ、処理することに対する農業集落排水事業会計からの負担金です。

次に、67 ページになります。第3条支出になります。1款下水道事業費用1項営業費用のうち、1目管渠費は管渠マンホールポンプの維持管理に要する費用です。

20節の上から3つ目の黒ポツ、水管橋点検委託料300万円は、櫛川浄化センターへ雨水を流入させるため、奈良井川を横断する長さ51メートルの水管橋の点検に要する費用です。昨年行いました目視点検では目立った損傷は確認されませんでした。施工後22年が経過していることから詳細な点検を実施します。

68 ページをお願いします。2目浄化センター費、浄化センターに係る管理費用となります。初めに、20節委託料3億644万5,000円のうち主なものですが、69ページの上から2つ目の黒ポツ、脱水ケーキ収集運搬処理委託料1億4,040万9,000円ですが、浄化センターから発生した脱水汚泥を5か所の処分先へ運搬処理を行うための委託料で、令和4年度は5,500トンの処理を見込んでおります。その下の黒ポツ、運転管理委託料1億2,833万1,000円ですが、24時間体制で運転管理を行うための委託料で、令和3年度から令和5年度まで3年間の長期

継続契約で業務を実施しております。委託料の下から2つ目の黒ポツ、包括民間委託アドバイザー1委託料1,595万円ですが、12月補正予算で議決を受け、現在、委託料にて実施中の包括的民間委託導入可能性調査の結果を踏まえ、事業者選定実施方法、業務要求水準、契約内容等の検討を国の社会資本整備総合交付金の50%補助を受け実施します。その下の黒ポツ、エネルギーサービスプロバイダ委託料は、水道事業会計と同様の業務となります。

続いて、23節修繕費6,573万円の主な内訳ですが、一番下の黒ポツ、施設修繕費6,149万円は、細弁除塵機、汚泥ポンプの修繕費になります。

次に、3目小野水処理場費は、特定環境保全公共下水道（小野処理区）の汚水を辰野町の小野水処理センターでの処理及び共通管理を行うための委託料です。

次に、4目檜川処理場費は、檜川浄化センターの維持管理費用となります。

初めに、70ページの20節委託料1,697万3,000円の主な内訳ですが、上から2つ目の黒ポツ、汚泥収集運搬委託料につきましては、檜川浄化センターで発生しました濃縮汚泥を衛生センターまで運搬するための費用であります。

同じく70ページ、8目業務費は、下水道使用料等の徴収業務に要した費用を負担金として水道事業会計に支払うものであります。

71ページをお願いします。9目総係費につきましては、下水道事業全般に係る事務的経費となります。

続いて、74ページをお願いします。第4条予算の資本的収入及び支出です。初めに、収入、1款資本的収入は支出に充てる財源で、主なものは企業債、他会計負担金、受益者負担金、国庫補助金です。

3項負担金3目1節受益者等負担金、1つ目の黒ポツ、受益負担金（一般分）3,620万円ですが、主に塩尻駅北土地区画整理事業地に賦課する負担金です。

75ページ、1款資本的支出をお願いします。1項建設改良費は、予算重点施策に位置づけている事業を中心に説明いたします。予算（案）説明資料6ページを併せて御覧ください。初めに、下水道ストックマネジメント事業について、1目公共下水道事業管渠施設費20節委託料のうち、一番下の管渠改築実施設計委託料3,510万円は、幹線管路を対象としたカメラ調査の結果、改築、更新が必要な箇所の実施設計を行うものです。およそ5.5キロメートルを見込んでおります。

次に、26節工事請負費のうち、一番上の管路改築更新工事2,895万2,000円は、広丘野村地区内の管路を布設替えるものです。

76ページ、3目処理場建設費20節委託料のうち、一番上、浄化センター建設工事委託料2億7,520万円は、4系列ある反応タンクのうち1系列の機器更新と、4台の送風機のうち1台の更新を実施します。

77ページ、6目特定環境保全公共下水道事業管渠施設費26節工事請負の下水道ストックマネジメント事業、琵琶橋改築更新工事9,500万円は、琵琶橋の上流の水管橋の老朽化に伴いまして更新工事を行うものであります。

次に、2つ目の重点施策、農業集落排水統合事業について説明いたします。舗装本復旧工事と処理場改修工事は、下水道への接続が完了した旧本洗馬岩垂処理区における工事費となっております。

76ページ、6目特定環境保全公共下水道事業管渠施設費20節委託料3,720万円ですが、農業集落排水小曾部及び宗賀南部処理区を下水道事業計画区域に含めるための業務委託、また、宗賀南部処理区を下水道へ接続する

ための管路実施設計及び東山と勝弦処理区を下水道へ接続するためのルート検討を実施するための委託料となっております。下水道事業会計予算に関する説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。質問のある方はいらっしゃいますか。

○柴田博委員 69 ページの上のほうのエネルギーサービスプロバイダ委託料ですけれど、上水道でも説明があったかと思いますが、もう一度、どんなことをするのか説明をお願いします。

○下水道課長 従来までは、処理場の電気につきましては中部電力から受電を行っておりました。電力小売りの自由化に伴いまして、電気はほかでも買えるようになっているのですけれども、サービスプロバイダの業者に委託しまして、その業者が複数の電気を小売りする業者から見積りと価格交渉を行いまして、最安値のものが市に提示されます。市のほうには、複数ある見積りの業者から最適と思われる業者を選択して、中部電力と比較して経済的メリットがあれば、中部電力以外の業者から調達するものです。そのための価格交渉や見積り依頼を代行して行ってもらうための委託料がエネルギーサービスプロバイダ委託料となっております。

○柴田博委員 これは224万4,000円ということですが、どういう根拠でこういう値段になるわけですか。

○下水道課長 電力削減額というものが業者から提示されますけれども、おおむねその2割程度が成功報酬的な意味合いで支払われますので、予算では224万4,000円と設定してありますけれども、提示された削減額の上限によって金額から減る場合もあります。

○柴田博委員 そうすると、新年度でそういう検討をして、その次の年度からは新しい電力会社から買うようにしたいということですか。それとも、場合によっては今のまま中部電力からということもあり得るということですか。

○下水道課長 昨年度、年度途中から、今まで森林公社で電力小売りをしていたのですけれども、それが事業を休止することが確定しましたので、水道事業部でプロバイダと話をしながら、昨年度につきましては、予算流用という形でプロバイダ契約をさせていただきまして、高圧については、既に関西電力と昨年5月から中部電力に切り替えさせていただいています。低圧につきましては、市のほうで中部電力と価格交渉をした結果、値引きがありましたので、低圧は中部電力とそのまま継続、高圧につきましては、水道事業は全部で8施設あるのですけれども、そちらについては関西電力と契約を変更しました。新年度につきましても、昨年度の業務の中で価格交渉を行う中で、幾つか提案があったのですけれども、関西電力が最安値ということでしたので、新年度5月以降につきましても、関西電力からこの1年間受電をしていきたいと考えております。

○柴田博委員 そうすると、今年、関西電力と契約しているが、その次の年度については、さらに安くなるように委託をして調査をさせるという、そういう意味ですか。

○下水道課長 電力単価につきまして、1年間限定になっていきますので、また1年経過したところで、次の1年間、改めてサービスプロバイダ業者に見積りと価格交渉をしていただいて、市のほうで関西電力を続ける、中部電力に戻す、また違う業者にしていこうという意思決定をしていきたいと考えております。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 76 ページ、農業集落排水統合事業で、小曾部とか宗賀南部など、事業計画変更となっているのですが、これはどのように変更になったのか。さっきよく聞き取れなかったので、ゆっくりしゃべってもらいた

いと思います。

○下水道課長 農業集落排水統合事業の事業計画変更ですけれども、現在、小曾部と宗賀南部につきましては、農水省所管の農業集落排水として事業を運営していますけれども、統合することによって、国交省所管の公共下水道事業として運営していくことがあります。農水省所管の農業集落排水事業から国交省所管の公共下水道事業に所管を変えていくために、計画を国交省側に出さなければいけませんので、その計画を策定するための費用となります。

○古畑秀夫委員 この統合は来年度ですか。

○下水道課長 小曾部につきましては、令和5年度末を予定していますけれども、統合する前に実施設計や建設工事連絡管路の工事が必要になりますので、その工事を下水道事業として実施するためには、あらかじめ公共下水道事業としての事業計画を認めてもらわなければいけないので、かなり前ですけれども、令和4年度に事業を行うものです。

○委員長 いいですか。

○古畑秀夫委員 はい。

○委員長 ほかにありますか。

ないようですので、これより自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第25号令和4年度塩尻市下水道事業会計予算については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第25号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第26号 令和4年度塩尻市農業集落排水事業会計予算

○委員長 議案第26号令和4年度塩尻市農業集落排水事業会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 では、別冊予算書の79ページをお願いいたします。令和4年度塩尻市農業集落排水事業会計予算書となります。

第2条、業務の予定量は次のとおりとなります。(1)排水件数は、1,200件で、前年度と同様。(2)年間総排水量は30万立方メートル、前年度対比2,000立方メートルの減。(3)一日平均排水量は822立方メートル、前年度対比5立方メートルの減の予定です。

第3条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入は、農業集落排水事業収益を2億6,997万1,000円、支出は、農業集落排水事業費用を2億5,679万5,000円とするものです。

次に第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次ページをお願いします。収入は、資本的収入を7,230万5,000

円、資本的支出を1億6,495万1,000円とするものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものとします。

続いて、予算説明明細書100ページをお願いします。まず、収益的収入及び支出のうち収入、1款農業集落排水事業収益1項営業収益1目1節農業集落排水施設使用料は5,963万7,000円、対前年度比137万1,000円の減額です。

2目1節他会計負担金1億2,699万7,000円は、総務省の操出基準による一般会計繰入金です。主に企業債支払利息に充てるための負担金となります。

102ページをお願いします。収益的支出について説明いたします。1款農業集落排水事業費用1項営業費用1目管渠費は管渠及びマンホールポンプの維持に要する費用で、主なものはマンホールポンプ場維持管理委託、修繕費、電気料となっています。

2目浄化センター費、6か所の汚水処理場の維持に要する費用で、主なものは汚泥収集運搬委託料、維持管理委託料、修繕費、電気料となっています。

103ページをお願いします。6目業務費となります。こちらは農業集落排水施設使用料の徴収業務に要した費用を水道事業会計負担金として支払うものです。

7目総係費は、農業集落排水事業全般に係る事務的経費となります。

106ページをお願いします。資本的収入及び支出です。初めに収入、1款資本的収入3項負担金1目1節他会計負担金7,159万6,000円は、総務省の操出基準による一般会計繰入金です。企業債元金償還に充てるための負担金となります。

次に資本的支出、107ページをお願いします。1項建設改良費1目農業集落排水事業管渠施設費は、農業集落排水区域内の宅地へ新規に設置する汚水ますの工事費等です。

その下の2項1目企業債償還金1億6,270万1,000円につきましては、財政融資資金、地方公共団体金融機構等への企業債元金償還金です。説明は以上となります。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。よろしいでしょうか。

ないようですので、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第26号令和4年度塩尻市農業集落排水事業会計予算については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第26号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきまして、全ての審査を終了といたします。

理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 4日間にわたりまして、全ての新年度予算につきまして御審議をいただき、御承認をいただきまして大変ありがとうございました。審査の中で頂きました御意見、御要望に対しましては、これからの予算の執行の中で十分に生かしてまいりたいと思っております。大変ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、3月11日から本日までの4日間にわたる3月定例会予算決算常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後1時53分 閉会

令和4年3月16日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 中村 努 印